

平成 17 年 3 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 アサツー デイ・ケイ  
代表者名 代表取締役社長 長沼孝一郎  
(コード番号:9747 東証一部)  
問合せ先 特別 顧 問 鎌 徳 弥  
TEL (03) 3547-2028

平成 16 年 12 月期決算短信(連結・個別)の一部訂正について

平成 17 年 2 月 15 日に発表しました当社平成 16 年 12 月期決算短信(連結・個別)に一部訂正を要する箇所がありましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しています。

記

決算短信(連結) 20 ページ

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1 連結の範囲に関する事項

(訂正前) 当連結会計年度 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年12月31日)	(訂正後) 当連結会計年度 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年12月31日)
(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由 非連結子会社29社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。	(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由 非連結子会社30社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(セグメント情報)

事業の種類別セグメント情報

当連結会計年度(自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)

(訂正前)

	広告業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	403,758	10,140	413,898		413,898
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	438	89	528	(528)	
計	404,197	10,230	414,427	(528)	413,898
営業費用	395,956	10,208	406,164	(526)	405,638
営業利益	8,241	21	8,262	(2)	8,260
資産、減価償却費 及び資本的支出					
資産	228,577	10,471	239,048	(147)	238,900
減価償却費	1,240	40	1,281		1,281
資本的支出	573	42	616		616

(訂正後)

	広告業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	403,758	10,140	413,898		413,898
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	438	89	528	(528)	
計	404,197	10,230	414,427	(528)	413,898
営業費用	395,956	10,208	406,164	(526)	405,638
営業利益	8,241	21	8,262	(2)	8,260
資産、減価償却費 及び資本的支出					
資産	228,577	10,471	239,048	(147)	238,900
減価償却費	<u>1,293</u>	40	<u>1,333</u>		<u>1,333</u>
資本的支出	573	42	616		616

個別財務諸表の概要 11 ページ

(貸借対照表関係)

(訂正前)	(訂正後)
当事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)	当事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
<p>6 配当制限</p> <p>有価証券の時価評価により、純資産額が13,410百万円増加しておりますが、当該金額は商法施行規則第124条第3号の規定により、配当に充当することが制限されております。</p>	<p>6 配当制限</p> <p><u>商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したことにより増加した純資産額は13,366百万であります。</u></p>

個別財務諸表の概要 16 ページ

(税効果会計関係)

(訂正前)	(訂正後)																								
当事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)	当事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)																								
<p>2 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right; width: 20%;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に 算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">4.97%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に 算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.04%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0.28%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.53%</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の 法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">45.43%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.69%	交際費等永久に損金に 算入されない項目	4.97%	受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	1.04%	住民税均等割等	0.28%	その他	0.53%	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	45.43%	<p>2 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right; width: 20%;">42.05%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に 算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">5.13%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に 算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.08%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0.28%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.95%</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の 法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">45.43%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	42.05%	交際費等永久に損金に 算入されない項目	5.13%	受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	1.08%	住民税均等割等	0.28%	その他	0.95%	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	45.43%
法定実効税率 (調整)	40.69%																								
交際費等永久に損金に 算入されない項目	4.97%																								
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	1.04%																								
住民税均等割等	0.28%																								
その他	0.53%																								
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	45.43%																								
法定実効税率 (調整)	42.05%																								
交際費等永久に損金に 算入されない項目	5.13%																								
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	1.08%																								
住民税均等割等	0.28%																								
その他	0.95%																								
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	45.43%																								

以上